

ひょうごフィールドパビリオン広告企画展開業務 仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン広告企画展開業務

2 業務目的

大阪・関西万博を機にひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という）の魅力を着実に発信し、万博期間中及び万博終了後もより多くの方々にFPコンテンツに「来て、見て、学び、体験」していただくため、FPの魅力の効果的、効率的に発信し、本県への訪問やFPへの誘客に繋げることを目的とする。

【参考】FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式 Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

本県万博推進局 YouTube：

<https://www.youtube.com/channel/UC5AJeyFQo3kLTVrPw1q4Z6g>

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的なプロモーションとなるよう、随時県と協議、連携しながら業務を進めること。

なお、企画提案にあたっては、広告配信のリーチ数や Instagram フォロワー増加数、YouTube 動画視聴数などプロモーション効果が分かるような数値を明記すること。

(1) 広告企画

下記事項を留意し、FP の魅力がリーチするような効果的な広告配信を企画し実施すること。

① ターゲットエリア

FPに最もアクセスしやすいエリアを重点ターゲットとするため、関西エリアを中心に、首都圏、東海エリア、瀬戸内エリアとする。

② 広告企画

ターゲットエリアにFPを訴求し、県内の各プログラムに誘客するために、これまで作成した県コンテンツの流れを発展的にプロモーションするための広告企画を行う。万博を機に発信する事業であることに加え、万博後も県内各地での活動は継続するため、万博後の誘客にも繋げる企画とする。

企画にあたっては、これまで制作したコンテンツやデザインコンセプト等を発展的に取り入れること。

③ コンテンツ制作

既存コンテンツの活用を図るとともに、広告展開に当たって必要となる新たなコンテンツの制作を行う。新たなコンテンツ制作においては、動画を2コンテンツ以上（各コンテンツを放映メディアに応じて横型、縦型の2種類以上、各コンテンツ・種類に応じ、日本語、英語の2バージョン以上、それに伴うサムネイルも含む）制作する。動画の中身については、一般ユーザーの視聴意欲を喚起させられるようなインパクトを持った、FP誘客促進に繋がる動画とすること。また、制作にあたっては、既存コンテンツや県保有コンテンツの再編集のほか、必要に応じて新たに撮影を行うこと。

※既存コンテンツについては、県と調整の上、対応することとし、上記参考サイトを参照のこと。

(2) 広告展開

上記企画に基づき、最も訴求力があり、費用対効果が優れた広告展開を図ること。

① 広告配信媒体

Instagram広告やYouTube広告等のオンラインでの展開を中心としつつ、重点的に取り組むエリアでは交通広告や各種メディアを活用するなど、最大限の費用対効果を発揮できる媒体を各エリアごとに選定する。

② 広告配信時期

万博期間中及び万博終了後も誘客につながるよう、具体的な時期や期間を企画提案すること。

③ 広告配信コンテンツ

これまで県が制作したコンテンツのほか、上記(1)で制作したコンテンツも活用を図ること。なお、昨年度事業で万博後の誘客を意図した動画（縦型、横型、各30秒版と15秒版、日本語のみ）を1コンテンツ制作しているため、その活用も図ること。

(3) その他プロモーションの実施

上記以外に、提案者の強みを活かし、業務目的に最も貢献できる効果的かつ効率的なプロモーションについて、1つ以上の企画提案を行うこと。

(4) イベント等出展情報

当業務と関連して、県が直接誘客促進を図るブース出展が可能な情報等について、適宜、県に情報提供すること。なお、出展費用等については、当該業務には含まない。

5 納品

(1) 成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

(2) 納品場所

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課
(神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 兵庫県庁2号館3階)

(3) 納品方法

電子メール

(4) 納品期限

令和8年3月31日(火) 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務における成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認など、著作権等にかかる一切の手続き等の業務を含む。本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。